

内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程実施細則

平成30年8月30日
大臣官房長決定

内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）第26条第6項における簡素化することができる決裁は、次に掲げる者以外の者を文書管理システムが有する同報機能を用いて処理することができるものとする。当該決裁が文書管理システムにより難しい場合についても同等の方法により処理することができるものとする。

- 一 最終決裁権者（取扱規程第22条に規定する専決権者を含む。）
- 二 事務次官（当初の決裁権者が大臣政務官以上の場合に限る。）
- 三 部局長（当初の決裁権者が事務次官以上の場合に限る。）
- 四 大臣官房総務課長（取扱規程第21条第2項の規定により合議を行う場合に限る。）
- 五 当該決裁の主管課長又はこれと同等の職にある者

附 則

この細則は、平成30年9月3日から施行する。